

平成25年6月 勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月14日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 西川一男君
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 玉田忠一君	福祉課長 花ヶ崎善一君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 屋代浩君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第31号 一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について

議案第32号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 勝浦市子ども・子育て会議条例の制定について

議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第35号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算

第2 請願の委員会付託

請願第1号 T P P 交渉参加に関する意見書の提出を求める請願

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 「国における平成26（2014）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

第3 休会の件

開 議

平成24年6月15日（金） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人で全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第31号 一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について、議案第32号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 議案第31号 一般職の職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について、お伺いします。今回、これが提案された背景には、国の震災復興対応ということで、各地方自治体に対して、公務員給与の国と同じようなレベルということで、平均7.8%の引き下げを求めてきたということが発端でありまして、新聞報道などによっても、千葉県内において、これを提案している自治体と提案されていない自治体ということがあり、その引き下げ率にも国と同等の7.8%、県は国と同等に7.8%を行っており、各市町村においてはそれぞれの市町村の状況で2%から7.8%の間で行われていると。まずそういう状況が背景にあります。

もう一点は、提案理由の中でも触れていたようですが、全国市長会のほうでも反対の決議をされて、国の押しつけを、市町村に押しつけるんじゃないということを前提として反対決議を

されている。また、千葉県の市長会並びに千葉県の町村会、これにおきましては、平成25年4月5日に地方公務員の給与削減要請と、それに係る地方交付税減額措置に対する決議ということで、決議文を出されています。その中では、やはり同じように、国が地方自治体に対して削減をすることに対してはいかがかという内容になっております。そこで、今回は容認しながらも、今後はこのようなことが二度と行われたいということを強く求めているような決議案が決議され提出されています。これは市長会ですので、当然、勝浦市の猿田市長もこの会の中で反対決議をしているということが言えます。

そこでお聞きをしたいのは、今回提案された勝浦市のこの条例においては、減額割合は1.3から3.8%入るということで、非常に低額というか割合を低く抑えられてきたことは評価をしたいと思います。これについて、職員組合、要は市町村の給与だって、勝浦市の場合は基本的には千葉県の給与水準、県職員の数字を参考に今まで決めてきていると思います。しかし、今回のような措置については、やはり勝浦市独自の案を出されている中では、労使の同意が必要だということと言えると思います。それについては、勝浦市においても職員組合という労働組合がありますので、その辺とのやりとりをどのようにされてきたのか、まずお伺いしておきたい。説明によりますと、3回ほど交渉があつて、それに対してお互いに妥結をして、今回の提案となっているようですが、その3回の組合からの要求と、あとは、当局といいますか、市長を初め市側の対応、これについて3回の内容についてお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答えいたします。今回の給与の削減特例条例に関係をいたします職員組合との協議はどのような形で進められたかというご質問でございますけれども、5月16日、24日、28日の3回、組合との協議の場を設けております。1回目につきましては、私と職員係長、2回目は、さらに副市長を加えて協議をいたしました。3回目は市長にも出席をいただき、市長、副市長と私と職員係長というような形で3回の協議の場を設けたところでございます。

1回目で、交付税、交付金の範囲内の4.3%案を示させていただきましたけれども、組合の中では限られた職員の中で遅くまで業務に精励をしている。あるいはイベント等においては、積極的にそういうものに参画をしているというものを評価してもらいたいというような意見等もございました。そういう意見あるいは市長が初日に答弁いたしましたように、いろんな総合的なものを勘案した上で、3回目に市長より今回示しました平均2.3%の減額案を組合のほうに提示したものでございます。なお、組合のほうにつきましては、後刻文書によりまして、基本的に同意をするという文書をいただいておりますことを申し上げます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 組合との3回の交渉の中でこういう数値にしたと。最終的には市長が直接出て、直接職員組合と対応したということは、本当に評価させていただきます。そしてこの数値も極力抑えてきたと。交付税の約半分、1,746万円の今回の効果ということですが、約半分くらいに抑えたということは評価できると思います。ただ、ここで、やはり交付税を減らした分を、今度ほかのところで対応しなきゃいけない部分は出てくるものと思いますし、国からさらに圧力がかかることも、本来考えられることでありますが、その時点の対応ということになると思います。

2点目にお伺いしたいのは、今、職員に対してですが、今度三役、市長と副市長、教育長、

それぞれ第6条、7条で、100分の5というふうな数字が出ております。これもやはり私ども知る限りでは新聞報道しかないんですが、新聞報道によりますと、首長については20%、これ以上のことはないと思いますが、一番大きくて20%というのがありましたし、一般職の職員は今回やらずに、この首長を初めとした三役だけをやっている富里市とか、それぞれの自治体の考え方がある中なんです、この100分の5とした理由、これは職員組合での交渉ではないと思いますので、できたら副市長あたりに100分の5としたその説明を求めたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 特別職5%のカットというのは、これこれこういうような積算で5%というのはありません。ただ、一般職、平均2.3%、その中で課長職の上に上がるにつれてパーセンテージの減額が、課長は3.8%ということのようなんです、それを超えるところで5%が妥当だろうということで決めました。特にこれこれこういう積算でという根拠はありません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○2番（鈴木克己君） 今、市長みずから課長職、市の職員の一番トップよりも三役は上であるということで5%にしたということですが、希望を言えば10%ぐらいが妥当だったのかなと、幾らが妥当かはわかりませんが、ほかのところを見ていくと、近隣も含めて、私としては10%ぐらいだと非常に落ち着くのかなというふうな感じもしておりますが、それはそれということで、今回の条例案については、私としては納得をさせていただきますし、これからは職員の給料を下げるということは、市長を初め幹部にしても、非常に心の痛むところだというふうに思いますし、今、非常に職員が減ってきて、今までの一般質問の中でもあります、職員の対応が非常に厳しくなっているのも実態ですし、その辺で、給与問題、これについては、今後とも、恐らく年の終りごろには職員組合とのいろんな要求交渉もあると思いますが、ぜひとも市長みずから出て、その辺の判断を、今後ともお願いをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私は、一般質問でもこの問題を質疑させていただいておりますが、改めて確認をさせていただきたいと思います。一般質問の際に、市長の答弁で、今回、実際は、自主的に決める公務員給与への国の介入は、自治の根本に抵触する。地方六団体の抗議の第1の柱でありますけれども、いわゆる財政自主権を侵すということですから、これに対する指摘と、それから地方交付税は地方固有の財源、自由な一般財源である、それを国が政策誘導に利用することは許されないという2点目の内容につきましても、市長は、この点を地方六団体と同じ立場に立って判断をされておるというふうにご答弁いただいたと思いますけれども、改めてそのことを確認したいのと、2つ目に、勝浦市においてこれを実施した場合の地域経済に与える影響、これは甚大な影響を与えて、市民全体の所得の低下であるとか消費の萎縮、そして不況の悪循環を加速することになると。いわゆるデフレ不況から脱却をするという上で、今、国が経済界に対しては、賃上げや一時金の増額を要請しているというのと相矛盾するような今回の地方公務員に対する削減要請なわけですが、これについても一般質問の際にデフレ不況からの脱却に反するものだという点で、市長はそういうお立場を表明されたと思うんですけれども、改めてその点も確認させていただきたい。

今回の公務員給与があたかも防災・減災の財源として充当されるかのような国の説明があるわけなんですけれども、それをあえて市長も答弁の際に表明されましたけれども、これは今年度の

予算で国が出してきたものじゃなくて、既に昨年度の平成24年度の予算の中から始まりました緊急防災・減災事業という形で、24年度に始まっておりますけれども、これが例の流用問題で大変な批判を受けて今年度25年度は全国防災事業と名称を変更して、内容も少し、学校の耐震化予算などに限定するとかというような措置を加えながら、今回、前年度に引き続いて事業を継続しているわけですので、改めて新たにこの給与削減と引きかえに手当てされたものでは決してないという、この地方六団体などからの抗議に応じて国がそういう言い繕いをしているにすぎない。そういうものであるわけですから、このことをもって正当化できるものでは決してないと思うわけです。したがって、このような理不尽な、それこそ地方公務員と一般の市民や国民との対立をあおって、あおるだけじゃなくて、経済的な利害においても、今回、地方交付税という地方固有の財源に対して、政策を給与削減の方向に誘導する形で仕掛けてきた。このことは断じて許されないというお立場を表明されているにもかかわらず、こういう条例の提案があるということ、極めて矛盾していると思うんです。このことは。

○議長（岩瀬義信君） 発言中ですが、藤本議員に申し上げます。議案番号をお示し願います。質疑ですから、質問したいことを言ってください。

○4番（藤本 治君） この条例を提案される理由は。

○議長（岩瀬義信君） 議案番号は何番ですか。

○4番（藤本 治君） 議案第31号の職員の給与削減に関する条例の制定についてであります。この条例提案の理由が、そういう点ではことごとく国のやり方を批判、おかしいと指摘をしながら出されているということが、極めて理不尽なこういう条例の制定を、今、やろうということになるわけなので、決して、これは許されないというふうに、その許されないという思いをきちっと示す上では、この条例の提案を撤回されるべきだと思うんですけれども、そのことに対するご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） きょうは議案質疑ということで、具体的な質疑ということだろうと思いますけれども、先般の一般質問でも、もう既にこれらについてはお答えしてあるとおりでございます。今回の給与削減につきましては、いろいろ市長会からも反対の表明が出て、私もまさにそれはそのとおりだろうというふうに思うところでございますけれども、こういうものは、今、国と地方の協議の場というのが法律でも定まっていまして、本来はこういう手続を経て地方公務員の給与も削減したいというような国の話があつて、地方がその協議の場で、ではまあ、これこれこういう理由で、これについてはいたし方ないだろうというような判断で決めるというのが本来の筋だろうと思いますけれども、こういう協議の場を経たおらないということで、市長会でも非常に遺憾であるというようなことで、国のほうでは恐らく次からは、こういうような国のほうの意思決定について、全く独善といいますか、こういうような形の判断はしないと。こういう協議の場合のフィルターを通すというようなことでございますので、そういう形になろうかというふうに思います。

これは撤回しろということですが、この条例は、今、鈴木議員のほうから話がありましたが、職員組合との協議も経て、こういう形で整ってあるわけでございます。

今回は、実は、我々地方公務員の給与というのは、どういう水準が適正であるかというのは、ご案内のとおり、ラスパイレス指数というのがあります。それは国家公務員の給与と地方公務員

の給与の比較をしまして、これを100というのが、ある意味では、国と地方の給与の均衡がとれているというようなことでございまして、国が、先般、昨年7.8という給与を下げましたので、それに伴って、実はうちのほうでは下げられたので、国とこの勝浦を比較しますと、108と非常に高いレベルにもなっています。今回の給与削減をやった結果は、まだちょっと高いんですけれども、105.7ということで、まだある意味では、第三者的な見方からすれば、給与がそれでもまだ高いというようなことにもなりますけれども、前回、ご答弁申し上げましたとおり、我々も従来からいろいろ職員の定数の削減だとか、日ごろの職員の厳しい勤務状況というようなこともあるので、今回、こういう結論に至ったわけでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今、国と地方とのラスパイレス指数ということで、国と地方との差をおっしゃられたんですけれども、そもそも国のほうで7.8の給与削減したこと自体が、やはり、これを肯定して、それに地方もならうべきだというものでは決していないと思うんです。この地方の7.8の決め方にしても、議員立法で決まりましたけれども、本当に労働組合の意見も聞かず決められた、そういうやり方ですし、憲法に二重に反するような決め方でありまして、これ自体が大変大きな今のデフレ不況を生み、これを深刻化させていくそういった一つの要因にもなったんだらうと思うんですけれども、今回、また地方公務員の給与削減ということになれば、あわせて、大変大きな経済波及というか、プラスの波及効果じゃなくてマイナスの波及のほうになるんですが、1兆円を超えるような波及も試算されておりますし、そういう点では、国が集めた7.8自体が非常におかしいものであるという点を見る必要がありますし、このこと自体が今後どういうことをもたらすか、それは、来年、再来年と消費税の増税もありますし、生活保護を皮切りとした社会保障の大改悪、大削減が行われようとしている、その皮切りとして、こういった地方公務員給与の削減というのが相次いで出てきているわけですので、ここを食い止めること自体が、勝浦市民の今後、将来にとっても、むしろプラスになるというふうに考えるべきだろうと思うんです。

そういう点では、私は、執行部はどうしてもこれを成立させたいということであつたとしても、議会としては、このような理不尽なやり方を許すということは、決してできないことだと思いますので、この提案はぜひ否決すべきであるというふうに思います。そういう点で、国のことを正当な措置であつたというふうにされ、それを前提に国に合わせるということを説明されましたけれども、国のやり方自体がおかしいんじゃないかというふうに、私は思っておりますが、その点についてのご答弁をお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） いろいろお話いただきましたけれども、これは藤本議員の主張であつて、私どもは一概にはそうは考えられないということでございますので、意見としては承っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号及び議案第32号、以上2件は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第33号 勝浦市子ども・子育て会議条例の制定について、議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 勝浦市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本件につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） では、私のほうから議案第34号 勝浦市放課後児童健全育成事業の一部を改正する条例の制定について、お聞きしたいと思います。まず第1点、これは豊浜小学校の中に放課後授業をやりたいという趣旨の条例だと思います。その関係で、補正のほうにも載っておりますけど、とりあえず今回、この条例についてお話を聞きたいと思います。

まず最初に、勝浦市の放課後児童の育成の件ですけど、勝浦市、今、5カ所あると思います。5カ所の入所数を教えてください。それと、5カ所の中で、例えば清海小学校から興津の放課後児童に行っている、また、豊浜から勝浦のほうに行っている、そういう人たちがいればその数字も教えていただく。それがまず第1点目。

2点目は、やはり放課後条例というのは大きな条例なんで、例えば学校のほうにすれば、4月年度初め、4月1日とか、そういうところでやるのがいいんじゃないかなと思うんですけど、中途半端な時期、補正なんかを見ると7カ月になっていきますので、9月1日からこれをやろうということだと思うんですけど、どうして9月1日かなという疑問を持つ。というのは、新しい1年生も入りたいとなれば、4月1日がいいんじゃないかなというふうに思います。これはやはり学校とかがかわる年度にやって、やはり大きな事柄ですね、そこをどうして9月になったのかなと、それを疑問に思ったので、そこら辺のところを教えてください。

もう一点は、これも急に、急ということかはわかりませんが、初めてこれを見て、何でこうなるのかなということになったんですけど、これは市の主導でやったものか、それとも地区のいろいろな方々、地区の市政協力員とか保護者とか、いろんな方々が要望して出てきたものか、どっちかなとちょっと疑問を感じたので、そこら辺のところも教えてください。

もう一点ですけど、豊浜小学校区は随分広いと思います。学区内の地域は決まっているというふうに聞きました。ですから、学区内で、例えば勝浦小学校に行っている児童が何名いるか、そこら辺のところも教えてください。1回目は、以上4点、教えてくださいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。まず1点目の各放課後ルームの人数でございますけれども、あわせて設置当初からご紹介いたしますと、まずかつうら第1放課後ルームですけれども、これが平成13年10月にスタートしておりまして、そのときは7人で、現在42人、そして、次はおきつ放課後ルームですけど、これが17年5月スタートで、最初が14人、現在29人でございます。3番目がふさの放課後ルームで、これが平成19年4月にスタートしておりまして、8人でスタート、現在23名おります。そして、うえの放課後ルームですけれども、これは集会所内にありますが、平成20年4月にスタートしておりまして、当時3人でスタート、現

在15人、5番目にかつうら第2放課後ルーム、これは幼稚園内ですけれども、21年4月にスタートして、23人からで現在32人ということになっております。違う学区内へということですが、豊浜小エリアから勝浦の放課後ルームに2人通っております。

次に、2点目といたしまして、本来4月であるのに、なぜ途中なのかということでございますけれども、これにつきましては、昨年10月ごろから区のほうから要望がございまして準備をしておりました結果、それには指導員の確保とか場所等の確保が得られるかどうかということでいろいろとありまして、その辺が延びてしまいまして、現在でもまだ難しい点がございしますが、そういう形で4月がちょっと無理なために、この6月に調整いたしまして、さらに9月をめどにということで目標を立てて実施するものでございます。

3点目の学区内の要望か市のほうかということでございますが、これにつきましては、今申しましたように豊浜小学区の4地区の区長あるいは保護者の方から強い要望がございまして、それに基づいて実施をしているという形でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） それでは、4点目の豊浜小学校区から勝浦小学校へ通学している児童数についてお答えいたします。今年度5月1日現在、豊浜小学校区から勝浦小学校へ通学している児童数でございますが、1年生が8名、2年生が4名、3年生4名、4年生6名、5年生11名、6年生が5名、合計38名でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 数字はよくわかりました。やはりこういう放課後ルームなどは、例えば興津の例を挙げますと、今おっしゃった数字、今現在3年生まで38名、そのうちの29名という子どもたちが入っています、そうですね、38名のうち29名でよろしいですね。それと、そういう数字になると、例えばこれができたから入るものと、要望してから入るものと2点に分かれると思うんです。ですから、その数字を見ると、やはり最初の数字から、例えば勝浦の場合は、23名から32名、総野も8名から23名、上野小学校も3名から15名、興津小学校に至れば14名から29名、2倍以上の数字が出ているわけなんですけど、前にこの質問をさせてもらいました。そのときは、総野地区、上野地区、興津地区、勝浦地区、こういう4つの地区で1つずつ、これはよくわかります。納得はしませんが、それは仕方ないなと思っています。今度の場合、例えばあと残っている学校は、郁文小学校、清海小学校と2つあります。やはりここら辺のところも、そのような対応をして、ただ区から要望が出なきゃやらないよというんじゃないで、そういう数字を見てもらってやってもらいたいなという気がします。そこでちょっと教えていただきたい。

もう一点は、今、教育課長から話がありました豊浜の学区内から勝浦の小学校に通っている、この38名という数字、これは大きな数字なんで、例えば正規に地区内に入っていれば、今、小学校は1年生から6年生まで、私の手元の数字は、豊浜小は46名しかいません。それに38名を足すと84名ですかね。そうすると、勝浦の中で2番目の生徒数になります。今現在は、逆に7校中の下から2番目の数字、46名ですからね、その下に郁文が43名、その上に清海が57名という数字があります。そんな関係で、学区内の豊浜小学校に通うとなれば84名、そうすると、もっと放課後児童を利用する方が多くなると思います。例えば現在、補正で5名という数字が上がっていますが、とてもじゃないけど、もっと大きな数字になるのかなと考えます。ただ、

現在、38名が勝浦小学校に通っていますので、これの展開はどういうふうになるか、ちょっとその推移は、私もわかりませんが、そういう関係で、ぜひ区の要望ということで豊浜小学校にこういういいことができますので、逆に区の区長に要望が上がってきたときに、あなたたちの学校はこういう状況ですよとしっかり教えて、なるべく学区内は学区内の子どもたちが学べるような場所に行かせてもらいたい。そこら辺の指導をどういうふうにするのか、そこら辺を聞きたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。郁文と清海のほうが残っているという中で、まず今回、実は子ども・子育て関連3法に伴いまして、児童福祉法の一部の改正があります。その中で、放課後児童健全育成事業の改正、これは27年度中の施行予定なんですけれども、対象年齢の見直しが行われまして、現在、おおむね10歳未満の小学生から、今の小学校3年生ですが、それが小学生というふうに改められまして、3年生から6年生に拡大される予定になっております。このことから、今後、ないところを含めまして、全体的にどうするかというのは考えていかなくちやいけないと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。私も明確ではないんですが、退職しまして、学校教育指導員という立場で教育委員会のほうに入ってきたときに、当時、渡辺宗七課長だったと思うんですが、やはり学区のことは上がっておりまして、そのときに、たしか豊浜学区に行きまして、地区ごとに学区はこういうふうになっているということをきちっとお話ししたというような記憶がございます。ですから、地域の方々については、豊浜学区のことは十分承知しているはずだというふうに思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。刈込議員。

○17番（刈込欣一君） 豊浜小学校は体育館も耐震で直している。学校、きちっとなるんで、清海の場合もそうなんですけど、今年3名しか入学してきません。本当は4名なんですよ、4名なんだけど、保育所がなくなっちゃいました。お母さんが働いています。では、どこに行くんだと。勝浦の保育所に行く、1年生に上がります。その1年生も一緒に勝浦の放課後児童へ行って、お母さんが帰りに迎えにいったって、保育所の児童も一緒に帰っていくというような事象が起きています。1名というとな25%です、25%というとなすごい数字と思うんですけど、たった1名なんですけど。そういうことが起こり得る可能性がありますんで、そこら辺のところを保護者の方々にも、学校のあり方ということをしつかりと指導していただきたい。もう次はどこが統合になるかなんて話もちろはら出てきています。この次は郁文だ、清海だということになりかねない。そのときになってあわてふためいても困りますので、ちょっと放課後ルームとは離れちゃったんですけど、そこら辺のところもこの放課後ルームに関連をしてくるというふうに感じますので、そこら辺のことを市長にでも話していただければと思います。よろしく願います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。先ほどの刈込議員の質問ですが、学区の中にいる子どもたちは、当然豊浜小に入学することになっているわけですが、やはり個人個人、それぞれ理由がありまして、先ほどの放課後子どもルームを含めて、それぞれの理由があって勝浦小学校

のほうに区域がえ入学ということでやっております。ですから、その辺は、教育委員会としては、きちっと理由を書いてもらって出してもらっているというところでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） まず議案第33号についての質問であります。この勝浦市子ども・子育て会議を設置するということで、国の子ども・子育て支援法の第77条第1項の規定に基づくところなんですが、義務規定ではないように思うんですけども、設立をする理由をご説明いただきたいことと、第2条の会議の任務なんですが、4点上げられておりまして、その4点につきまして、それぞれどういう任務なのかをご説明いただきたいと思います。そして、この任務について審議をして、市長に意見を述べるというのが会議の任務なんですけど、市長に意見を述べて、市長はこれにどういう拘束を受けるといいますか、どういうふうな関係になるのかという点をお伺いしたいと思います。

あと、第3条が、委員が15人以内で組織されるということで、構成がこのように書かれているんですけども、どういう関係者が具体的に想定されているのかもご説明をいただきたいと思います。

次に、議案第34号ですが、これは豊浜の放課後ルームのことを直接お尋ねするわけじゃなくて、勝浦の第1、第2のほうなんですけれども、これが現在、勝浦で第1、第2ということで児童館と勝浦幼稚園をそれぞれ使って放課後ルームを開設されているんですけども、これは学年によって分けられて、子どもたちがそれぞれの場所に行っていращやるようなんです。同じご家庭の兄弟で別々のところに現在、行っていращやる方もいращやるようなんですけれども、それぞれの場所にお迎えに行かなくてはならないというような父母の負担も生まれているようなんですが、この2つの放課後ルーム運営、これについては、今のままで矛盾はないと考えていращやるのかどうかということと、今後、どういうことを考えておられるかという矛盾を感じておられるとすれば、それを解決するためにどうしようとされているかということをお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。まず、努力義務であるのに設置、どうしてかということでございますけれども、この子ども・子育て会議条例の目的といたしまして、地域の子育て環境整備を多くの関係者、有識者ですとか公共団体、あるいは子育て当事者、そして子育て支援担当者等のバランスよく幅広い関係者をもって、参画したプロセスを経て進めていくために設置するわけでございまして、あくまで努力義務ではありますが、今後の子育て支援に当たりまして、積極的に子育て関係者等の意見を聞きながら、計画策定でありますとか、事業の評価についての意見を求めるなどいたしまして進めるために設置をしたものでございます。

次に、第2条の任務ということでございますけれども、第2条をごらんいただきますと、任務につきましては、そこに掲げてある4号、1から4号のものについて、それぞれ審議をして意見を求めるというような形になっておりまして、次に市長への対応ということですが、これにつきましては、それぞれこの条例の中から意見を求めて、ここはこうすべきとか、そういう形で審議したものについて、それを参考に市長は子育て支援策あるいはそういった計画を決定していくというような形になろうかと思います。

次に、委員構成ということで、これにつきましては、第3条の組織でございます。まず、学識経験者ということになりますと、例えば大学であるとか、小中高の子育てに関する教育指導等の経験を有する有識者というふうな考え方、次に、教育関係者というのは、小中高校等の、あるいは幼稚園教諭、先生、そういう方を予定しております。保育関係者につきましては、保育所長及び職員、子育て支援に関する事業に従事する者ということでは、勝浦市には、私設等のこういった事業はございませんので、子ども館、あるいは放課後ルームにおきます子育て相談員であるとか指導員などが予定されるところでございます。そして、子どもの保護者ということで、これは幼稚園及び保育所入所の保護者あるいは小中学校の保護者ということで予定しております。そして、公募の市民ということで、公募してそういう中で関係者について、あるいは子育てに関心がある方、そういった方を選んでいきたいという形で考えております。以上でございます。

一つ、答弁漏れがございました。勝浦第1、第2の放課後ルームによって、兄弟でも、学年によって仕分けしているのです、それがどうなのかという質問でございますが、現在、なぜ学年で仕分けしているかといいますと、応募の人数が多いという中で、施設が、今現在、勝浦小学校等空き教室がございません。そういう中で、子ども館でありますとか、幼稚園の空き教室を使って利用しているわけでございます。そういう中で、苦肉の策としてそういう形で、ある意味、募集された児童たちを全て入れるためにそういった区分けをしている。そういう中で、学年による区分けにつきましては、1学年、2学年、それぞれ授業の時間等が違いますので、それが一番ベターな区分けであるというような形から、兄弟であってもそういう分け方になってしまうという弊害はございます。今後につきましては、先ほど申しましたように、今後の法律も改正されますし、そういう中で抜本的にどうするかということは検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本 治議員。

○4番（藤本 治君） 第2条につきましては、4項目をそれぞれについて、どんな内容のものなのかというのを説明していただきたいと思うんです。書いてある言葉はわかりますけど、内容が見えてこないのです、内容をご説明いただきたいということです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。まず、第1号におきまして、特定教育保育施設の利用定員の設定に関することということでございまして、この特定教育保育施設というのは、認定こども園でありますとか幼稚園、保育所についての今後の将来的な定員数を審議するというような形。第2号につきましては、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関することということでございまして、これにつきましては、現在、勝浦にはございませんけれども、小規模保育あるいは家庭的保育、居宅訪問型保育、あるいは事業所内保育という各事業が想定されております。現在、申し上げましたように、ありませんけれども、こういったものの利用定員の設定に関して審議することです。第3号につきましては、子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関することということで、これにつきましては、子ども・子育て支援事業計画というのが法の60条、61条の規定によりまして、義務化されて、5年間のスパンによりまして計画策定をしないといけない。それについては、地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上での管内におきます新制度の給付であるとか事業の見込み量、提供体制の確保の内

容等、そういったその時期を盛り込んで審議してもらおうというような形になっております。第4号につきましては、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、審議するということになっておりまして、今、申し上げました計画が適切に把握されているかどうか、あるいは事業見込み量、供給体制のあり方について、目標について適正であるかなど、事業の推進中の評価であるとか、そういうことを審議するというような形で考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ありがとうございます。3番目の子ども・子育て支援事業計画というのは、5年間にわたる計画を策定するということなので、その内容が、今回補正予算でもアンケートを行うということで予算計上もされておりますので、その計画づくりというのをかなり具体的に、どういうアンケートをとられるのかということも含めて準備されているんだろうと思うんですけども、この計画というのは、今後、子どもたちがどういうふうな推移があって、どれだけ増えるとか減るとかということで、それをどう受け入れるかということを中心に置いた計画ということになるんでしょうか。もっと子ども・子育て支援というのは、次の補正予算で質疑してもいいんですけど、先取りで申しわけないですけど、そのアンケートとの関係で、具体的にどういう計画なのか、ご説明いただけるとありがたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。子ども・子育て支援事業計画につきましては、まず先ほど申しましたように、義務規定、制定義務ということでありますので、その中で必須事項がございます。それにつきまして、圏域の設定でありますとか、幼児期の学校教育、保育、地域子ども・子育て支援事業に係る事業量の見込み、あるいは幼児期の学校教育、保育、子ども・子育て事業にかかわります提供体制の確保の内容及びその実施期間とか、もう一つが、子ども・子育て支援の推進方策、そういったものを盛り込みなさいという形でありますので、その辺が、今後事業委託しますニーズ調査、アンケート調査でその辺の項目について、どのくらい今後必要量があるのかということを見極めた上、26年度に子育て会議の中でもんでいくというような形になろうかと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 午前11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午後11時10分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 私のほうから議案第33号 勝浦市子ども・子育て会議条例の制定について、前段者のほうからも、この条例についてご質問がありましたけれども、新しく勝浦市の条例制定しようとするものでございますので、何点かお聞きさせていただきますけれども、先ほども前段者のほうから公立の子ども・子育て支援法の第77条の中で、努力義務規定になっているにもかかわらず、新たに設立するということで、読みますと、「市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」ということで、置かなくてもいいという努力義務規定になっています。置かなくても

いいにもかかわらず、勝浦市においては、子ども・子育て会議を設置しようとするもので、市または福祉のほうの子ども・子育て支援に関しての積極的な姿勢がうかがえるというふうに私は判断しますし、大いに評価するべきものだと思います。

先ほどもありましたけど、第2条の中で、任務という形で4項目あります。第2条の1項、特定教育・保育施設、2項のほうでは特定地域型保育事業という形であえてこの特定教育また特定地域型保育事業という形で、この特定がついているということで、これは法律のほうで特定教育というふうになつてあると思いますが、あえて特定教育あるいは特定型保育事業というものが、勝浦市では、今はないというお話もありましたけれども、この特定教育あるいは特定地域型保育事業というものについて、どういうことなのかというものをご説明いただきたいと思います。

それから、第3条のほうでは委員についての明記があります。第3条第2項の7号、その他市長が必要と認めるものという形で入っておりますけれども、恐らく勝浦市内に住所を有する人の中から委員を選考しようというふうに考えているかと思いますが、例えば、勝浦市に住所は有していないけれども、勝浦市の中で、そういった子ども教育とか子育て関係の施設を持っているような方もいらっしゃると思います。具体的に名前は言えませんが、その他市長が必要と認めるものというもののの中で、検討すべき人もいると思いますので、ぜひ委員の中にそういった方も、当然委員として選考していただきたいと思いますが、それについてもご見解をいただきたいと思います。

それから、今回の議会の初日に、市長の行政報告からも中央保育所の跡という形で幼保連携型のこども園というお話もありました。当然、この幼保連携型のこども園を整備していく上で、今回の勝浦市子ども・子育て会議条例の意見を踏まえたものが今度そこに反映されていくものと、私は考えるんですが、そういった方向で考えていいのかどうかについてお聞きします。

とりあえず1回目お聞きします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。まず、第1号、特定保育施設ということでございますけれども、これにつきましては、認定こども園と幼稚園及び保育所ということで限定されます。そういう中であり方を審議していくというような形になりますけれども、第2号では、特定地域型保育事業というのは、先ほど申しましたように小規模保育ということ、これにつきましては定員20人未満の保育サービスを受ける施設というふうに限定されております。家庭的保育というのは家庭的な保育サービスを受けるということになっております。そして、居宅訪問型保育、あるいは事業所内保育というのは会社の中で保育している施設とか、そういうことで、私のほうでは勝浦にはないというようなことで申し上げたんですけれども、そういうことが今後認可されるのであれば、こういうことの中での審議という形になろうかと思います。

次に、その他市長が必要と認めるものということでございますけれども、この関係につきましては、先ほど言いましたとおり、目的といたしまして、地域の子育ての環境整備、多くの関係者の意見を聞いて、参画を求めて進めていくというような形で勝浦に関係する施設があるとか、そういう形で何らかの関係者につきましては考慮すべきだとは思いますが、具体的には、その辺は今後検討していきたいとは思っております。

次に、認定こども園につきましては、この辺の意見の反映ですけれども、市の方向性といった

しまして、認定こども園で進めることで行政報告なり、さきの一般質問で示してございます。そういうことで認定こども園につきまして将来を見据えた規模ですとか、あるいは定員等について、どのくらいのものがよいのか、そういうことでの審議を今後お願いするような形になるうかと思います。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤啓史議員。

○7番（佐藤啓史君） 福祉課長からご答弁いただきまして、大まか理解いたしました。ちょっと質問し忘れたものがありますので、何点かまたお聞きしますけれども、第2条第3項、子ども・子育て支援事業計画の策定または変更に関することというものが任務の中に入ってきます。また、今回の補正にも入ってきました子ども・子育て支援計画もありますので、同時並行しながら計画もつくっていったって、その中でつくる、今回この条例が承認可決されましたら、今度この会議が設立できるということになりますので、そうしたらこの会議の中でさらに事業支援計画、支援事業計画もさらにその会議の中で反映されていくものだというふうに思いますが、それでよろしいのかどうか。もう一回端的に申しますと、今年度の6月補正で上がった子ども支援事業計画を策定するに当たって、今回、この条例が可決されれば、承認されれば、公布されれば、この会議の中でその支援事業計画について、議案といいますか、会議に諮られるということでもよろしいのかどうか、お聞きします。

それともう一点、肝心なことなんですけれども、附則の中で、この条例は公布の日から施行するとなっております。ということは、6月議会最終日でこの条例が可決といいますか、承認されたら、その日が公布・施行という理解でいいのか、確認の意味でお聞きします。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。この会議条例が議決の暁には、今後ニーズ調査をしていきます。そういう中でどういう項目が必要であるとか、計画策定にかかわります調査項目、そういうものも審議されるというような解釈でおります。

次に、公布の日から施行ということになっておりますが、国の会議条例につきましては、25年4月1日から施行されております。そして、市町村の会議条例においては、25年中の早期にというような国からの依頼がございます。そういうことで、早期にという形ですので、公布の日からといいますと、正確には、公布の日というのは、地方自治法第16条第1項により、議長は、条例の制定、改廃の議決の日から3日以内に長に送付ということがありますので、それを受けて、公布された場合、施行ということになるとと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは、議案第33号 勝浦市子ども・子育て会議条例の制定について、2点お伺いします。まず1点目、第3条の委員の構成についてでありますけれども、私、予算委員会等で常々提案しているとおり、審議会が何かと形骸化することが多い中で、せっかく審議会をつくるのであれば、しっかり審議をして、市長に意見を述べられるような審議会にすべきだと思いますが、委員の構成について、この子育て会議をつくるのであれば、できるだけ子育て世代の方を多く、また学識経験を有する者等を入れるのであれば、本当に学識経験のある方を入れて、審議会が有効に機能するような委員構成にすべきと思っておりますが、この点について、もし現時点での委員構成と人数、教育関係者が何人になるのかとか、保育関係者が何人になるのか等々、もし現時点でわかればお聞かせください。

2点目、第4条のところで、委員の任期が3年となっておりますけれども、この子育て会議の委員の構成を見てみますと、子どもの保護者等が入れると。そうしますと、例えば中学校のお子さんを持った保護者の方が、中学生が卒業すれば該当しなくなってしまうようにも感じるんですけれども、教育行政は日々進化しているところもありますし、できるだけ新陳代謝の早い委員の構成にすべきだと思うんですけれども、なぜ3年なのか、なぜ2年ではなかったのか、この辺について、もし理由がわかればお聞かせください。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。委員構成の関係ですけれども、なるべく若い人ということでございますが、先ほど目的として申しましたように、地域の子育ての環境整備を多くの関係者、これは中身が有識者あるいは子育て当事者、子育て支援担当者ということで、そういうことで言いますと、当事者という形であれば、なるべく若い人というような話で考えていかなければならないというようなことも思っております。

次に、組織の構成ですけれども、今のところの案でございますが、15名以内ですけれども、学識経験を有する者ということで1名、教育関係者2名、保育関係者2名、子育て支援に関する事業に従事する者2名、子どもの保護者4名、公募の市民3名、そしてその他市長が認める者1名というような構成で、今のところは考えております。

そして、任期でございますが、これにつきましては、いろいろ先進地等を見ますと、2年ないし3年と分かれているところがございますが、こうした会議の継続性から、うちのほうとすれば3年がよいのではないかという形で設定をさせていただきました。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） そうしましたら、1点だけ確認なんですけれども、この委員の構成、第3条のところの委員の要件として、子どもの保護者とありますが、例えば中学校3年生の子どもの保護者の方が委員になって、卒業された場合、継続的にこの方が委員になられるということになるのでしょうか。その点を1点だけ、お聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。その辺は、その後の状況を勘案しながら想定をして、不合理にならないような委員を決めていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○3番（戸坂健一君） ありがとうございます。それでは、これは関連質問になるので、もしお答えいただければお答えいただきたいんですが、こうした子どもたちに関する条例や予算案を審議する議会において、例えば子どもたちの学校、小中学校には国旗があつて、郷土愛を育むとともに、国に対する敬意であつたり社会性というものを育てている中で、子どもに関する条例であつたり予算案を審議するこの勝浦市議会においては、国旗がないというのを、私はちょっとおかしいと思うんですけれども、この点について、議場への国旗掲揚について、どのようにお考えか、もし市長のほうでお考えがあればお聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 実は、私も率直にそのように思っております。ただ、これについては、また議会のほうとも相談させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号ないし議案第35号、以上3件は教育民生常任委員会へ、議案第36号は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第37号 平成25年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、事項別明細書のページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本議員。

○6番（根本 譲君） 私のほうからは、33ページ、スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業について、1点だけお伺いいたします。この詳しい事業内容というのはどういうものなのかというのがまず大きなものでありますが、当然スポーツでありますので、どういうスポーツなのかの種別、これはどういう計画、年に何回ぐらいやるのか、そういったものを詳しく教えていただきたいと思います。あと、対象者とは一体どういう方を対象としてやるのか、それも教えていただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、この事業につきましては、国、文部科学省のほうから全面的に委託される事業でございまして、事業内容につきましては、そもそも国の事業でございすけれども、地方公共団体などが大学や企業などと連携を図りまして、大学や企業のスポーツ資源、スポーツ資源というのは人材とか施設、そういうものを活用しまして、地域住民を対象とした定期的なスポーツ教室の開催とか、スポーツ交流大会を実施することによりまして、地域住民の運動、スポーツ参加を促進するとともに、スポーツを通じて大学や企業を核とした地域コミュニティの活性化を促進するというのが本来の国の事業の目的であります。

そこで、勝浦市の目的といたしましては、勝浦市内にあります国際武道大学、その優秀な人材、貴重な財産、施設などが充実しているという中で、市内における重要な教育機関であると。そこで、武道大学と連携を図りまして、人材と施設を活用して、スポーツを通じた世代間の交流や青少年の健全な育成による地域振興を目指そうとしているものであります。

また、大学の施設を活用することによりまして、大学という非日常的な環境でスポーツ交流を図るという、スポーツコミュニティを市民に提供しようとするものでございます。このようなスポーツ環境の提供を通しまして、地域交流の活性化、健康的な運動週間、専門的な指導者や施設を利用した活動、それと、大学へのスポーツ指導実践の機会提供ということで、これが大学生のキャリア教育ということでございます。これらを通しまして、地域貢献を図ることを目的いたします。

そこで、具体的な事業内容でございすけれども、以上のような目的によりまして、3つのスポーツ種目を計画しております。1つ目がダンスということで、これが子ども向け、2つ目

がタグラグビーということで、子どもから大人向け、3つ目が器械体操、子ども向けということで計画しております。それぞれ3つの種目を今年度は8回ずつ開催いたします。そこで、各スポーツ種目30人程度を募集して実施しようとするものでございます。そこで、対象者につきましては、子ども向けということで、小学生を主に対象といたします。タグラグビーは、子どもから大人ということで、その小学生の保護者を対象としたものでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。対象者のことで、2番がちょっと聞き取れなかったんですが、これはまた改めてお願いしたいと思います。

大体、お話はわかりましたけれども、それでは、小学生を対象にしているこの2つのものに対して、社会教育のほうからでもありますけれども、青少年健全育成事業というのが、毎年行われているわけであります。青少年健全育成事業となると、小学生のソフトボールまたミニバス、クリスマス子ども交流会とかリーダーズキャンプ等々、年中行事として行われているわけでもありますけれども、あと、スポーツ少年団ですか、少林寺拳法が勝浦ではあると伺っておりますので、そういった青少年の健全育成事業との兼ね合いで、果たしてこれがやっていけるものなのか、できるんだという計画ですか、そういったものをお聞かせ願いたいと思います。兼ね合いも含めてお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、議員のおっしゃってございました青少年健全育成事業の中には、確かに私のほうでいろいろな種目をやっております。具体的な種目は、今市のほうで体育協会へ委託しております14のスポーツの団体がございます。そういうスポーツの団体でやっているもの以外について、勝浦市のほうで武道大学とこの事業の種目を調整していった中で、あまり今までやっていない事業をメニューを加えてやっていこうということでございます。

兼ね合いについては、今までやっている事業とは別な事業ということで考えております。そして、これは武道大学のほうでかなりしっかりとした組織づくりを、今ほとんど構築されておりました、これは武道大学の高見副学長が会長ということで、運営協議会、運営委員会を立ち上げまして、この事業を何が何でも実施していこうということで、今、市のほうと武道大学がタッグを組んで実施しようということで予算に上程させていただきました。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 譲君） 大体わかったのでありますけれども、大学側はキャリア教育も含めた事業であるということでもありますので、わかりました。ただ、大学側、市も含めてこれに何とか成功させたいという気持ちもわかるんですが、実際の話、子どもたちが集まらなきゃ、これ、どうなるのかなという懸念もあります。それで、1つお聞きしたいのですが、このスポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業というものは、これから毎年やるものなのか、それとも単年度のものなのか、それを最後、お聞きしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。今年度におきましては、5月に国のほうで予算が成立して、とりあえず今年度分ということで、私のほうが国のほうに手を挙げたということ

でございます。国のほうでは、来年以降については、まだ確定していないという状況でございますので、来年度以降、また国のほうでこの事業について予算がつけばいいんですけど、予算がつかなくても、せっかく武道大学のほうと市のほうで連携して、こういう事業を今年度実施しますので、今年度で終わらずに、来年度以降も引き続きできることが望ましいと考えておりますので、来年以降につきましては、武道大学と今後、調整させていただきたい、検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○13番（土屋 元君） それでは、私のほうからは、4点に絞らせていただきまして質疑させていただきます。6点あったんですが、前段者、前々者がいろいろされていますので、4点だけ質疑させていただきます。

まず1点目は、12ページから13ページの諸収入、コミュニティ助成事業助成金420万円について、まず1つとして、このコミュニティ助成事業の内容と制度について、2点目、この助成事業制度を市民に対して、地域に対してどのように情報伝達されているかどうかについて、お聞きします。

次に、2点目ですが、15ページ、総務管理費勝浦市民号開催事業として、市民号職員参加負担金10名分35万円計上されておりますが、そこで質問ですが、今回の勝浦市民号の開催目的や内容、どのような内容で実施されているのか、今現在、わかることを教えていただきたいということでございます。

それから2点目で、昨年参加された市民の声として、どのようなご意見があつて、それを踏まえて、今回の企画案にどう配慮していくのか、お聞かせください。

次に、3点目として、27ページの道路橋りょう総務費の緊急雇用創出事業、市道調査点検台帳作成業務委託料1,850万円についてでございますが、これについては道路危険箇所の台帳作成とお聞きしておりますが、そこでご質問です。1点目、1,850万円の予算計上した積算根拠、具体的には予算上、危険箇所数というものがあるが当然あつて、それに対して単価がつけられて、1,850万円になっていると思いますが、それについての積算根拠を教えてください。2点目として、調査の方法はどのような方法で、具体的に今されるのか教えてください。

次に最後の4点目、29ページ都市計画費の公園施設整備事業、これは新設整備工事費が113万3,000円、（仮称）久保山公園敷地整備工事、そこでお尋ねしたいのは、1点目、この久保山地区への新設に至った経緯についてお聞きします。2点目は、公園遊具購入費671万9,000円計上されておりますが、墨名地区の若潮第一公園の遊具内訳及び（仮称）久保山公園遊具内訳を教えてください。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。私のほうからは、予算書の13ページに記載してございますコミュニティ助成事業助成金の関係につきまして、合わせまして420万円でございますが、初めにこのコミュニティ助成事業の内容と制度につきまして申し上げます。

このコミュニティ助成事業につきましては、宝くじの収益金を活用した社会貢献、広報事業でございまして、市町村からの申請に基づき、県の市町村課が審査をし、財団法人自治総合センターから交付される助成金でございます。今回2つございまして、1つが総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金、これにつきましては、勝浦市市政協力員連絡協議会の助成分でござ

いまして、内容的には、テント6張り、あるいはプロジェクター等を市政協力員連絡協議会の備品として、ただ市の総務課のほうで管理をし、市役所のほうに配置をされます。各区のほうで必要があれば貸し出しをする。また、市政協力員協議会のほうも了解しておりますけれども、市のイベント等におきまして、必要性があれば貸し出すと。今年B-1グランプリ等もごございますので、こういうものを活用させていただきたいということで申請をしたものでございます。

この一般コミュニティ助成事業でございますけれども、前年度、24年度につきましては、興津公民館で使用する陶芸用の窯136万5,000円、それから今回25年度、この220万円が県の市町村課の審査を経て交付されることになりました。ところが、その前の10年間で、採択されたものが2件しかございませんでした。非常に審査が厳しかったということです。ところが、この24年度、25年度、毎年審査の結果、これは市町村課のほうで大変配慮していただいた結果だと思っておりますけれども、ついたと。ということでございまして、2点目の土屋議員の情報公開として、これは5月30日に市政協力員の総会の折にこの制度、周知、内容につきまして、各市政協力員、区長方にご説明をした、それを受けての情報公開という伝達はどうなっているのかというご質問であろうかと思いますが、そういう意味もありまして、広くコミュニティが図られるような事業を各区のほうでプランがあれば上げていただきたい。また、市全体でも、そういうものがあれば、検討した上で、市町村課の審査が通るようなコミュニティの機能が高まるようなものを広く求めて、最終的に毎年11月ごろに申請をしてございますので、申請までに準備をしたいということでございます。以上であります。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） 私のほうからは、15ページの勝浦市民号開催事業の予算要求に伴います市民号の関係をご説明させていただきます。

まず、目的でございますけれども、これは市制施行55周年記念事業として行うものでございますけれども、ほかにJ R勝浦駅エレベーターの設置の促進ですとか、J R外房線の利用促進を図るため行うものでございます。

内容的には、実施の予定日ですが、予定といたしまして、10月29日火曜日から30日水曜日、1泊2日を予定してございます。行き先につきましては、福島方面でございます。宿泊の予定は、福島市の飯坂というところでございますけれども、ホテル名が穴原温泉吉川屋というところでございます。交通の機関につきましては、J Rお座敷列車ニューなのはな号を予約済みでございます。バスのほうも若干利用させていただく予定です。募集の人員を180名を予定してございます。

あと、昨年の声ということでございますけれども、これにつきましては、旅館のほうでの宴会の時間関係ですとか、そういうものについて、問い合わせとか、どうなっていたかということをお聞きしております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。まず、27ページの緊急雇用創出事業についてでございますけれども、こちらの事業費の積算内容ということですが、こちらにつきましては、緊急雇用創出事業でございますので、事業箇所別といいますよりも、新規雇用者の人数ということで、6名を予定しております。あと、既雇用者、会社側ということでございますが、こち

らの人員になります。そういうわけで、人員構成で積算をいたしております。

次に、調査の方法でございますが、まず、道路台帳図面をデータ化いたしまして、調査基図をつくります。その基図によりまして、現地踏査を行います。現地踏査を基図にデータ整備を行いまして、そのデータ整備をシステム構築、パソコンで管理するようになります。こちらを管理台帳として道路の管理をしてまいるということになります。

続きまして29ページの公園関係でございますが、こちらの設置の経緯でございますけれども、こちらにおきましては、市長への手紙でありますとか、市民会議におきまして、子どもたちの公園が不足しているような要望が出されておりましたので、興津久保山のブルーベリーヒルの所有者の学校法人と用地の借り受けにつきまして協議しましたところ、快く応じていただきまして、使用貸借、無償使用ということで借り受けることができましたので、今回、この公園の事業費をお願いするものでございます。

また、公園の遊具についてでございますが、若潮第一公園につきましては、複合遊具等ございますけれども、これは滑り台とか、上る機能とか、くぐる機能とかが複合に合わさって一つの遊びの遊具となっているものを1基予定しております。また、（仮称）久保山公園におきましては、木質系の子ども向け遊具2基ほどを予定しております。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 2回目の質問をいたします。4点目の久保山公園の新設、これは使用貸借ということなんで、使用貸借何十年とか言ってくれば2回目に聞かなくてもよかったんですが、一応使用貸借というけど、期間はどのくらいの期間なのかということが1つ。それから、遊具の内訳も、その明細に書いてくれば、聞かなくてもわかります。これは書くのはこういう審査のときに、保育所の遊具云々のときに、例えばジャングルジム、塗装だとか修繕とかと書いてくれたから、質問しなくてもいいんだけど、ちょっとした表示してくれば聞くこともないということでございます。久保山についてはその1点だけ。

道路危険箇所は、人数積算ということでございますが、わかったようでわからないんですが、これはキャリアを持っている同僚議員に、総務委員会か何かで深掘りしてもらうということで、これは結構です。

その前の市民号開催事業についてお尋ねしますが、旅行契約の形態というのは、どういう形態で結ばれたのかというのが1点と、今回、添乗職員の役割をどのように考えて、例えば市民へのサービスの役割を当然予定されていると思うんですが、そういった中でお考えがあると。というのは、去年、参加された声から、JRの添乗員と市の添乗員の中で、まだ目配り、心配りが足りないよという声を大きく聞きましたものですから、それについて、担当課として、みんなで打ち合わせして、よりよいサービスを心がけるのか、そういうことを踏まえて検討されたい。宴会時間が短かったという声を聞いて、具体的にはまだ時間が決まっていないというのはちょっと情けないんで、目安として、大体どのぐらいの目安で企画しているかということをお聞きしたいと思います。

それから、よく猿田市長が交流をキーワードにしてまちづくりを進めています。何かお聞きすると、今月末あたり喜多方市からいらっしゃると。市長、議長、呼ばれているということでございますが、やはり私どもも訪問したときに、今回、福島県の何市だかわからないんですが、市長、議長、それに観光関係の責任者、観光課長ですか、あるいは観光協会の会長等呼んで、

よく猿田市長が言う交流のきっかけづくりや骨づくり、なおかつ、ホームページで今日のニュースとか、今日の勝浦市とかあるけど、ずうっと画面変わっていないんですが、やはり毎日、毎日変えるだけのニュースを入れていくという発想の中で、喜多方市からたくさんの人が来てくれましたよと。喜多方に対してよいしょをするという、実際の事実を言ってつなげていくというきっかけを考えたらどうかと思うんですが、それについてお願いします。

そして、コミュニティ助成事業については、情報公開するということで、今回、市政協力員のことで資料公表しました。ある区長から、私、叱られたんですよ。こういう地域を活性化させるいろんな補助事業がたくさんあるのに、神輿から山車の修理から地域コミュニティの役に立ちそうなものたくさんあるんですね、全国で。こういうものがあるのは、協働をうたっていて、例の行政改革大綱2011で、まさに市民参加及び協働化の中で1丁目1番地で情報の公開である。ほかの自治体は積極的に、町でも市でもこういったものを出しているんですよ。もちろん対象は地域の自治会とか何かに限られちゃいますが、自治会だって、トップダウンの各区長の性格で、広くボトムアップするところとトップダウンする人と、全く1人で考えちゃう人といういろいろタイプいますよ。情報をキャッチして、地域情報として区長を通して上げていくというのは、そういう人たちに知らせるという、例えば広報でやるとか、ホームページでやるとか、他市ではホームページの中で各種助成制度という中で、そういうのをうたっています。エントリーできますよと、積極的にエントリーしてくださいと。ただし、県で審査があるから応募したからといって受かりませんと条件もつけています。協働化時代というのは、とにかく情報を発信していく。地域からもどんどん参加してもらおうという中と、少しでもお金がかからない、もう100%補助しているわけですから、そういったものを使うということで、情報公開を積極的にうまく利用して、ましてホームページを新しくつくりましたので、整理してやるべきだと思う。他市は宝くじ助成制度を、非常に市民にわかりやすいようにホームページで導いているんです。勝浦の場合は、市の紹介、ブルー、あと、今度はやっていますが、でもうまく連動していないですね。勝浦の場合、一番考えるのは、せっかくメインがインデックスができましたけど、中身が薄い。施策・計画なんて、3つじゃないでしょう。2001の例の行政改革だって計画ですよ、だから、今回、ホームページに全くそういうのがなくなっちゃった。地域の人たちとの、市民とのまさに協働化時代には、情報を積極的に発信して、そして地域からたくさんの方の情報また要望もお聞きするという、そういうことが必要だと思いますが、それについて、お考えをお聞かせください。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。説明不足で申しわけございませんでした。土地の契約期間でございますが、今回、契約では、借り受け期間といたしまして、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間といたしております。また、契約の文中でございますが、引き続き土地の借り受けを希望する場合は、学校法人の承認を受けることとなっております。

以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） 私のほうからは、勝浦市民号関係のご質問についてお答えさせていただきます。初めに、旅行の形態ということでございますけれども、これにつきましては、旅行の企画実施というものがＪＲ東日本旅客鉄道ということになります。形的には、市がＪＲに旅行を申し込むということになります。

次に、職員の役割というご質問でございますけれども、これにつきましては、参加者の皆様へのいろいろな手伝いとか雑用関係、あとはＪＲ職員との連絡調整、また広報の取材やぐあいの悪くなった方の看護、こういうものを考えております。また、ＪＲ職員と今回の旅行につきましては、調整を図って役割等は決めていきたいと考えております。

次に、宴会の時間ということでございますけれども、これにつきましては、基本的に２時間を考えております。

次に、福島市との交流の関係、市長、副市長、議長および観光協会長等呼んで交流のきっかけにされたらどうですかというご質問でございますけれども、これにつきましては、予算的なことが出てくることがございますけれども、基本的に前向きに検討をさせていただきたいと思います。

また、勝浦市のほうに喜多方市のほうで市民旅行が行われるということで、それについて、市のホームページに掲載をされたらどうですかということですが、これにつきましては、広報の掲載も含めまして、ホームページの掲載のほうは検討させていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。コミュニティ助成事業の実施要綱等、こういうものをホームページに掲載すべきであろうというご指摘でございますけれども、早急にそのような方向で掲載をしたいと考えております。ただ、この実施要綱につきましては、概括的な書き方になっておりますので、この前の市政協力員の方、総会でも申し上げましたけれども、早く総務課のほうに直接的に具体的な案をもってご相談させていただきたいと思っています。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） それでは3回目でございます。まず、久保山のほうからいきますが、使用貸借が２年間という中で、市として整備して公園遊具を設置して、２年のままの事業ではないというふうな思いの投資だと思うんですが、契約更新まで踏まえて、先方さん、学校法人の役員のお考えというか、今回の件の中で、例えば市の試算としては最低でも１０年とかで更新をやっていくとかいうものはなかったのかどうか、また、そういうお考えはないのかどうか。なければ、２年間で引き上げとなったら、幾ら何でも投資効果としては、非常に疑問であるということをお思いますので、それについて見解を教えていただきたいと思います。

それから、市民号については、今、課長からお話を受けまして、宴会時間を２時間を予定していると。２時間というのは大体基本中の基本であります。大体２時間半、結構大きな団体になると２時間半前後が一般的には多いということもあります。というのは、そのときの参加者の声で、例えば楽しみに舞台でいろんな演芸を用意した人もせかされるとか、発表する場がなかったという中で不満があったりしていますので、２時間は今回ぜひとも守っていただきな

がら企画を、より面白いものをつくっていただく。

それから、職員の役割という中で、課長からの答弁は、参加者のお手伝いとかJ Rとの連絡調整とか、広報の取材とか、介護とかと言われましたけれども、勝浦市としてのキーワード、交流、交流の中で市民に一番求めるものは、おもてなしの心の反復、スキルアップと。例えば市民に3万5,000円の負担をしてもらってやるわけですから、そこでやはりおもてなしの心はこういうふうに職員は考えていますという、おもてなしのいろんなきっかけとかそういうものを考えて、市職員、よくやるねと。そういう職員が今度は例えば次のイベントのときにはぜひお願いしたいと言えば、「おう、わかったよ」という市民の賛同を得られると思うんです。だから、お手伝いなんて、漠然としている中で、お手伝いというのは、お手伝いしましょうのかなのか、こういうサービスをしましょうでは全然違います。その辺について、3万5,000円かかりますから、職員の義理で、しょうがないからやらざるを得ないで参加するのか、積極的に市民の前に、おもてなしの発表の場が私たちに課せられたという中で行かれるのかは全然違います。だから、猿田市長の言う交流、そしておもてなしの心を市民に広げていくという、この大きな柱の中での市職員のリーダー的なそういうものというのは非常に多く求められているし、市民もまた描いているわけですよ。だから、いいですか、市の職員以上に市民はおもてなしは上がりませんよ。それは私たち議員にも言うんだけど、やっぱり来たお客様を大事にする、議員としてのスキルもアップするということも踏まえて、その辺については課長の答弁では、猿田市長の言う交流、おもてなしのアップということに対して反映されていないということでございます。

旅行形態、契約形態は、J Rの何かと言ったけど、募集型企画にエントリーしたわけじゃないし、例えば受注型の企画なんでしょう。市からの要望でJ Rが受けてくれるという中で。だから、その辺について、きちっと旅行契約の形態の中で、市民に3万5,000円の参加要請をします。私は、例の訪問先の福島市の市長、議長、観光協会長とか重立った人たちに対する正式な公式訪問も必要なんで、そういう形でぜひ情報発信してきていただきたいと同時に、今回の市民号は、市長を先頭に、市民総出で営業プロモーションを、福島市に行くんだと。だから震災のお見舞いだけでなく、営業プロモーションのきっかけで、今度は福島市の人にも勝浦に来てもらうという営業プロモーションを、私たちが市長を先頭に行くんだという思いの中で、今回の計画、また来年度行くにもつながるような形でお考えかどうかを最後に市長にお聞きしたいと思います。

最後に、コミュニティ助成事業について、課長が早急に何々と言ったかわからない、検討すると言ったか、いろんな情報発信して仕掛けていくとかと思ったんでしょうけど、これは各地域、非常に厳しい区費の徴収状況の中で、それぞれ神社仏閣だとかいろんな地域財産が老朽化したり非常に困っています。例えば神輿だとか屋台なんかも、このコミュニティ助成でエントリーすれば可能性があるんで、そういうものだけでなく、地域のいろんなコミュニティ備品なんかの調達にも非常に有効なもので、積極的にホームページあるいは広報誌を使ってエントリーがもらえるようなことは絶対に必要だと思います。

それから、ホームページ、今回、行政改革2011で25年度ホームページを見やすく改定しました。それで終りじゃなくて、あの内容を常に更新して、よりよいものにしていけるということが、私は必要じゃないかと思うんですが、担当の企画課長はいろいろそれぞれありますので、これ

については、副市長のほうから大きなかなめ役として、せっかくできた以上、利用しやすいホームページ、市民が情報をキャッチしやすいホームページ等をつくる義務があると思いますし、また、そのように約束していますので、それについて、ぜひ副市長としてお考えを、企画課だけじゃなくて各課のいろんな情報をまとめて出して、市民のビジネス上の支援制度とかいろんなものが、子育て支援制度が国に約1,000メニューあります。だから、1,000メニューを全部というわけにはいかないから、勝浦に合ったようなもの、そして有利な助成制度は、まして100%なんてとんでもなく申請主義で対応してもらうときもありますので、ぜひそういう活用を踏まえてお願いしたいなと思いますし、ホームページが常に毎日画面がどこか変わるというようなホームページづくりをやって、今日のニュースで、喜多方市が来たときに、喜多方市の訪問団が昨日来ましたというトピックスで入るようなホームページを目指していただくことを、副市長としてどうお考えになっているか、踏まえて質問を終わります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。契約期間の件でございますけれども、初めての試みでございますので、今後の利用実態や経過を見極めまして考えていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 私から、市民号の関係でお答え申し上げます。この市民号につきましては、昨年に引き続きまして、今年は先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、福島県の奥飯坂の穴原温泉に行くということでございます。

福島をなぜ選んだかということでございますけれども、福島については、一昨年の東日本大震災、福島原発、こういう風評被害を相当飯坂も受けているということでございますので、そこら辺の支援といいますか、そこらも含めて参ろうということでございます。

今、議員、言われましたけれども、やはりせっかく行くんだから、市民をみんな連れていって、やはりそこのプロモーションといいますか、勝浦のプロモーションをするというのは非常に大事なことで、これについては、福島県飯坂ということなんで、うちの事務方を通じてそこら辺の申し込み、お話をしたいと思います。

先ほど来出ておりますけれども、実は今月末に、喜多方の市民号が本市にやってまいります。喜多方市のほうから市長もぜひ出てくださいというお話で、私のほうも喜んで、これは私のほうから、今度勝浦のPRを、プロモーションを喜多方の皆さん方に申し上げようと思います。喜多方市はご案内のとおり、喜多方ラーメンでございます。勝浦市は勝浦タンタンメンでございます。向こうは海なし、こちらはすばらしい風光明媚な海を持っているというようなことで、物すごく共通性といいますか、お互いにお互いを引きつける魅力を持っているわけでございますので、そういうことで、私からも喜多方市の皆さんへ、また、喜多方も福島でございますので、喜多方についてプロモーションといいますかPRをしたいということでございます。飯坂のほうにつきましては、そういうことをやらさせていただきます。

もう一点、先ほど久保山台の公園の関係でございますけれども、課長のほうからも答弁がありまして、2年間ということで、これだけ高額の遊具を設置しながら2年間で、はい、終わりですということは、これは困るわけございまして、一応は、使用貸借契約についてはそうでございますけれども、場所柄、当初はあのトンネルのブルーベレーヒルの中で公園をつくれな

いかということで、私と課長で向こうにお邪魔して、何とかこの中でいいところはないだろうか。そうしましたら向こうの関東国際学園のほうに、いろいろ協議をしていただいて、ちょっとあのトンネルから先は、学校のいろんな行事なり、いざというときのために使えないので、実は、トンネルの外に、いわゆる今回の場所ですけれども、あそこが空いているんで、あそこならお使いください。しかも無償で使っていいですよというお話もいただきましたので、特に今回つくるところについては、2年ぐらいですぐ向こうで使うとか何とかというのは、私はないというか、私の、借りるほうの勝手な解釈でございますので、これについては、また2年の期限が過ぎるときに、学校のほうにお願いをして、引き続きそれを継続して使わせていただこうと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） 私のほうからホームページについてお答え申し上げます。現在のホームページにつきましては、平成12年にホームページを立ち上げて、10年以上経過しております。いろいろ議会のほうでもご指摘いただきまして、それを踏まえてこの4月から新しくリニューアルをいたしました。これまでは、企画課の職員が各課の情報を集約しましてアップをしておりました。更新もかけておりましたけれども、なるべくスピーディーに情報発信をしようということで、研修会を開きまして、各課の職員がアップできるように改善をいたしました。議員、ご指摘のとおり、まだまだ情報量、市もありますので、市の情報発信する上では、本当に有効な手段でございますので、画面自体を今年リニューアルしましたので、費用の問題もありますので大きな改善は無理かもしれませんが、なるべく市民が見やすい、そして情報が発信しやすいホームページになるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。磯野議員。

○1番（磯野典正君） 私のほうからは、前段者からもありました29ページの公園施設整備事業なんですけど、1点だけ伺いさせていただきたいんですけども、あくまで遊具ということで考えられていると思うんですけども、場所的にもお子さんもいらっしゃると思うんですけど、高齢者の方々も多いと思いますので、高齢者向け用の健康器具といいますか、公園施設とかにも設置できるようなものはありますので、ぜひ、おじいちゃん、おばあちゃんがそういったところで利用できて、お孫さんが使えるとか、そういったような器具を考えることができるかどうか、その1点だけ伺いしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。（仮称）久保山公園に高齢者向けの健康関連器具ということでございますが、今後、設置について検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 2点ばかりお尋ねさせていただきます。11ページに県の商工費県補助金として緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金が3,388万円計上されておまして、その1つが広報誌等電子化業務事業費ということと、あと、市道調査点検台帳作成業務事業分という、この2つの事業でこれらの補助金が100%使われているわけですが、初歩的なご質問で恐縮ですが、この要件ですね、この県の補助金を得られる要件というのは、雇用につながると

いう点はもちろんあろうかと思いますが、今回、この2つがこれに当てはまったという、これ以外にもこの事業費を使える事業はなかったのかどうかという点をお尋ねしたいんですけども。この2つの事業がこれ以上、3つ目、4つ目が使えなかったのかどうかということと、この2つの事業の要件、この事業高がふさわしいという、どういうふうにしてこの事業高が算定されたものかというご説明をいただきたいと思います。

2点目は、何ページというわけじゃないんですけども、みんなの元気臨時交付金が3月の議会のときには、まだ詳細が未定のものが多くあったんじゃないかなと思います。今回の補正予算に、このみんなの元気臨時交付金が、どのように活用され、予算に反映しているのか、その辺のご説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。まず、この緊急雇用創出事業につきましては、地域の雇用、失業者情勢が厳しい中、離職を余儀なくされた方の一時的な雇用機会を創出するために創出された事業であります。事業につきましては、失業者の要件、事業実施の要件といたしまして、事業費に占める新規に雇用される事業者の人件費割合が2分の1以上とか、そういう要件がございます。今回のこの事業の申請につきましては、平成24年12月18日付で県から平成25年度の重点分野雇用創出事業の実施規模調査がありまして、これを各課に通知いたしました。通知した後、平成24年12月25日、臨時課長会を開催いたしまして、事業説明を行い、結果的に、この事業と当初予算に計上いたしました生活環境課の環境調査、その3事業を県のほうに要望いたしまして、県のヒアリング等を経て、県のほうから採択を受けたものです。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えをいたします。元気臨時交付金の関係でございますけれども、当初、国のほうから示されましたスケジュールの中におきましては、この6月にその状況によって反映をさせていこうということで考えてはおりましたけれども、国のほうの事務が大分おくられてきたということで、今回の補正予算につきましては、反映をいたさせておりません。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 緊急雇用創出事業については3事業が今回、では、今後これを活用する事業は9月になっても12月になっても出てこないという理解でよろしいのでしょうか。

あと、みんなの元気臨時交付金については、今後の見通しをご説明いただきたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。玉田観光商工課長。

○観光商工課長（玉田忠一君） お答えいたします。この事業につきまして、今後、県のほうより実施希望調査でもあれば、また各課に流して要望等をとっていきたいと思います。ただ、この事業自体が平成25年度事業でございますので、期間等を考えますと、なかなか難しいのかなと考えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えをいたします。臨時交付金につきましては、先ほどご答弁をいたしましたけれども、国のほうの通知文で5月27日付、それを受けまして県のほうで5月29日付で、今回の予算には反映はさせられませんでしたけれども、一応限度額についての通知がござ

いました。この通知を受けて、今後、正式にその金額に見合う、もしくは金額を超える実施計画を国のほうに提出をして、それによって正式に認められるという形になると思いますが、私のほうとすれば、9月補正以降、これらの臨時交付金を用いた予算編成というのを、今の段階におきましては考えております。

金額につきましては、端数はちょっとついておりますけれども、5億6,600万円ということで限度額のほうは通知を受けております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は総務常任委員会へ付託いたします。

請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、請願の委員会付託であります。今期定例会において受理した請願は、お手元へ配布の請願文書表のとおり所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（岩瀬義信君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月15日から6月19日までの5日間は、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、6月15日から6月19日までの5日間は休会することに決しました。

6月20日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（岩瀬義信君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時27分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第31号～議案第37号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第1号～請願第3号の委員会付託
1. 休会の件